



令和6年能登半島地震に伴う 運転免許証の有効期間延長措置について

被災された方は、運転免許証の有効期間が
令和6年6月30日まで延長されます。

※ 御自身の安全確保を優先して、6月30日までに更新手続きを行ってください。
※ 更新手続きの際は、運転免許証、手数料（現金）、更新連絡書（ハガキ）等を御持参ください。（更新連絡書に詳細記載されています。）

対象となる方 石川県内では、以下の市町に住所がある方が対象となります。

珠洲市、輪島市、七尾市、羽咋市、かほく市、金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市
能登町、穴水町、中能登町、志賀町、宝達志水町、津幡町、内灘町

※ 対象となる市町は、今回の地震に際し災害救助法が適用された区域で、1月1日時点のものです。

氏名	日本花子	昭和50年12月1日生
住所	石川県〇〇市△△町□□	
交付	令和〇年〇月〇日 12345	
有効期限	2024年(令和6年)01月01日まで有効	
免許の条件等	優良	
番号	第 123456789000 号	
二小原	平成06年07月01日	種類 大型 中型 小型 普通 特種
他	平成07年08月10日	
二種	平成14年09月20日	

有効期間の末日
(左の場合、令和6年1月1日)が、
**令和6年1月1日から
令和6年6月29日までの方**
は、令和6年6月30日まで運転することができます。

- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置が執られています。
- ※ 上記以外にお住まいの方についても、同様の措置が執られることがあります。
(例：旅行や出張で被災された方など)
- ※ 令和6年6月30日直前は、窓口が混雑することが予想されますので御注意ください。
詳しくは、**運転免許センター (076-238-5901)** にお問い合わせください。

×(旧ツイッター)を運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

